

(2) 学力検査に基づく入試（定時制）

提出を要する書類等		入学願書（所定の用紙）*1	入学考査料（所定の納付書）*2	調査書（様式10）	ESAT-Jスコアレポート（都立高校提出用）	卒業証明書	自己PRカード（様式12）	成績一覧表（別送）（様式11）	住民票記載事項証明書（様式応3）	成人受検者特別措置申請書（様式9）	自己申告書（様式13）	その他必要な書類			
													応募資格		
都内に住所を有する者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◎		▲	◎	△		△	都外の中学校を卒業見込みの者は住民票記載事項証明書（様式応3）が必要			
	中学校	20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲		◎		△			
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△			
	卒業生	20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲		◎		△			
成人受検者特別措置希望者		◎	◎		◆	◎	▲		◎	◎	△				
都内に転入することが確実な者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆		▲	○				△	転居先を証明する書類		
	中学校	20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△			
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△			
	卒業生	20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△			
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎		◆	◎	▲			◎	△			
	都内に住所を有さない者	現に都内に勤務先を有する者	中学校	20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△	勤務先を証明する書類
			成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎		△	
			卒業生	20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△	
成人受検者特別措置希望者			◎	◎		◆	◎	▲			◎	△			
都内に勤務先を有することが確実な者	中学校卒業見込みの者	◎	◎	◎	◆		▲	○				△	勤務先を有することが確実であることを証明する書類		
	中学校	20歳未満	◎	◎	◎★	◆		▲				△			
		成人受検者特別措置希望者	◎	◎	◎★	◆		▲		◎	◎	△			
	卒業生	20歳以上	◎	◎		◆	◎	▲				△			
成人受検者特別措置希望者		◎	◎		◆	◎	▲			◎	△				

(注1) ◎は、必ず全員提出する。ただし、成績一覧表及びESAT-Jスコアレポート（原本）は、在学している中学校の校長が親展扱いで、生徒が出願を予定している都立高校長に提出する。

なお、やむを得ない理由により中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を受験できない又は受験できなかったことについて東京都教育委員会の承認を受けた志願者は、スコアレポートに替えて、都立高等学校入学選抜におけるESAT-Jの結果活用に関する措置申請承認書を提出する。

また、★を付してある者のうち、令和3年度及び令和4年度に中学校を卒業した者については調査書（様式10-2）を、令和2年度以前に中学校を卒業した者については、調査書（様式10-3）を用いる。

\*1は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上に志願者情報等を入力する。

\*2は、第一次募集・分割前期募集においては、出願サイト上での決済又は所定の納付書による。

○は、中学校において成績一覧表が作成できない場合、提出する必要はない。

▲は、面接実施校の志願者のみ提出する。

△は、該当する者のみ提出する。

◆は、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）を本人の希望により受験した者のみ提出する。

(注2) 都内の中学校を卒業見込みの者で、入学選抜における検査結果を都立高校から中学校へ提供することに同意する場合、出願サイト上で入学願書における個人情報の提供に関する同意署名欄に受検者氏名が表示されるように登録するか、入学願書の所定の欄に志願者本人が自署する。

(注3) 令和6年3月31日現在満20歳以上の者（平成16年4月1日以前に出生した者）は、調査書の代わりに卒業証明書を提出する。なお、令和3年度及び令和4年度の卒業生については（様式10-2）により、令和2年度以前の卒業生については（様式10-3）により作成する。

(注4) 住民票記載事項証明書（様式応3）は、志願者について、令和5年11月20日以降に区市町村長が発行したものであることに留意する。

(注5) 第2学年相当以上に出願する者については、調査書を提出する必要はない。

(注6) 成人受検者特別措置は、定時制課程単位制高校を除く。